

病児・病後児保育室のご利用を

「こどもが病気やけがでも仕事を休めない」。そんなときは、病児・病後児保育室をご利用ください。
園幼保給付課(☎504-2154、☎504-2254)

事前見学
をお勧め

小学生までのこどもが対象

こどもが病気の状態(回復期を含む)でも、保護者が仕事を休めないなど、家庭で保育ができないときは、医療機関などに付設された病児保育室・病後児保育室を利用することができます。

◆対象／対象疾患

乳幼児、小学生／感冒(かぜ)・消化不良症(多症候性下痢)などの乳幼児が日常かかる疾患、インフルエンザ、麻疹・水痘・風疹などの感染症疾患、ぜんそくなどの慢性疾患、骨折などの外傷性疾患 など

◆施設

医療機関に付設した病児保育室。病気の回復期にある対象児童は、保育園に併設した病後児保育室でも。各施設ごとに事前登録と予約を(右記)

◆利用日数

原則として、連続して6日まで

◆利用時間

おおむね8:00～18:00の時間帯

◆休室日

(日)・(祝)・(休)、年末年始 など

◆利用方法

1 利用登録・登録料の支払い

各施設で事前に登録してください。あらかじめ見学することをお勧めします。見学時に利用登録も可能。施設によっては登録料が必要です

2 利用予約

利用を希望する日の前日か当日、各施設へ直接予約を

3 医療機関で診察を受ける

施設に併設した医療機関で受診を ※病後児保育のみの施設についてはかかりつけ医などで受診

4 施設の利用

こどもを預ける

5 利用料の支払い

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯などの利用料の減免については、市ホームページ(下記)で

開設時間、休日、利用料などは施設によって異なります。詳しくは、市ホームページか、各施設にお問い合わせください。

市HP ページ番号 1003485



インフルエンザの流行時期などは利用が集中することがあります

ボランティア清掃を支援しています

被爆80周年を迎える今年、あらためて平和への願いを共有しながら、まちの美化活動に取り組んでみませんか。国内外から訪れる多くの人々をきれいなまちで迎えましょう。
園業務第一課(☎504-2098、☎504-2229)

まちをきれいにする活動

次の活動に対して、清掃道具の貸し出しなどの支援をしています。

クリーンボランティア支援事業

道路や公園など公共の場所で、ボランティア清掃を実施する市民や団体を支援(軍手、ごみ袋の提供など)します。



まちの美化に関する里親制度

市内中心部などの道路を継続的に清掃する企業や団体を支援(清掃道具の貸与やサインボードの設置など)します。



ごみゼロ・グリーンキャンペーンにご参加を

- 誰でも、一人でも参加できます -

市中心部での清掃活動(下記①)と、参加者が好きな日時・場所で行う清掃活動(同②)があります。参加者にはオリジナルグッズなどを進呈します。



市の美化・減量化マスコット「あらら」

①拠点における清掃活動(清掃用具は当日配布)

【日時】6月8日(日)9:30～10:30(雨天中止。実施の有無は、当日7:00までに市ホームページに掲載)

【場所】●ひろしまスタジアムパーク(ルート清掃、公園清掃)

●袋町公園(ルート清掃、公園清掃)

●広島駅南口「川の駅」(ルート清掃)

【申し込み】市ホームページか所定の申込書で、業務第一課へ。申込書は、市ホームページで

②地域における清掃活動

【期間】5月30日(金)～6月30日(月)

【内容】参加者が自由に、期間中の日時・場所を設定し、実施する清掃
【申し込み】実施日の7日前までに、所定の申込書で業務第一課へ。申込書は、市ホームページで。実施日の3開庁日前から、同課などで清掃用具などを配布



市HP ページ番号 1037055



擁壁、崖の
防災を支援

住宅の崖崩れ対策に補助金のご利用を

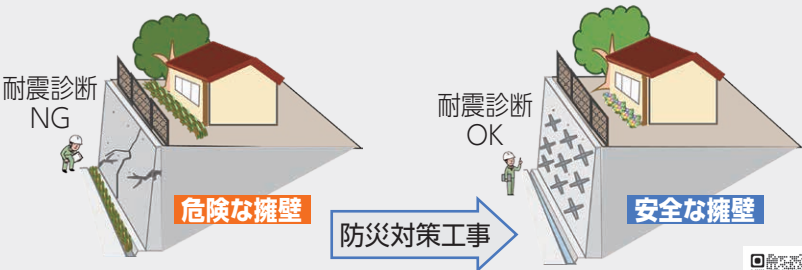
大雨などによる崖崩れを事前に防ぐため、市は、崖崩れ対策を行う費用の一部を補助しています。
園河川防災課(☎504-2377、☎504-2458)

補助対象:戸建住宅、集合住宅の一定要件を満たす擁壁の耐震改修や崖崩れ対策などの工事費用の一部

※いずれも補助の対象となる事業や工事の契約前、着手前に申請が必要です。事業や工事の実施後は対象になりません

■住宅防災対策工事補助金

地震により倒壊の危険性があると判断された住宅などの基礎となる擁壁に対し、耐震改修工事を行うための費用の一部を補助します

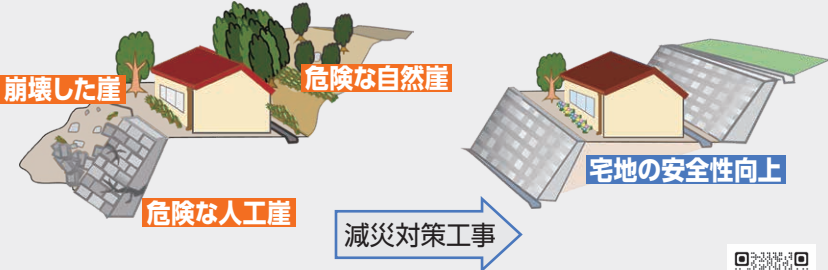


市HP ページ番号 1018944



■住宅減災対策工事補助金

崖崩れの発生が予想される崖や、崖崩れが発生し二次災害の危険性が予想される崖に対し、対策工事を行うための費用の一部を補助します



市HP ページ番号 1018945



【補助率など】

区分	住宅防災対策工事補助金	住宅減災対策工事補助金
申請者	営利を目的としない個人	
補助対象地	耐震診断で耐震性がないと判断された擁壁(高さ2m超で勾配30度以上)で、被災想定家屋1戸以上	高さ2m超で勾配30度以上の人工崖や自然崖で、被災想定家屋1戸以上
補助率	戸建住宅:工事費の23%(上限230万円) 集合住宅:工事費の3分の1(上限333万3000円)	工事費の2分の1(上限100万円)

【申し込み】

事前相談書(位置図、現地写真も)を、直接か電子メール、郵送「〒730-8586 河川防災課」(住所不要)で、同課へ。原則、受け付け順に現地調査・立ち会いを実施。各事前相談書、電子メールアドレスは市ホームページ(各上記)、同課、区役所などで

* 上記のほか、土砂災害特別警戒区域内の建物の区域外への移転や外壁補強の補助について、本紙7面に掲載しています